

第8節 ICT国際戦略の推進

1 国際政策における重点推進課題

1 ICT海外展開の推進

総務省では、我が国のICT産業の国際競争力強化を目的に、ICT企業の海外展開への支援として、海外での各種普及・啓発活動の実施、諸外国の情報通信事情の収集・発信等の活動を行っている。

ア 総務省ICT海外展開戦略

日本再興戦略等の政府全体の方針を踏まえ、ICT分野における我が国事業者の海外展開活動を推進するため、総務省は、地上デジタルテレビ（以下「地デジ」という。）放送の海外展開や、ASEAN、中南米諸国等に対するICTシステム（防災等）の展開を推進している。

地デジ日本方式を契機とした海外展開については、地デジ方式未決定国に対して、日本方式採用に向けた働きかけを行うとともに、日本方式採用国に対しては、放送関連機器市場への日本企業の進出支援や、人的繋がり等を活用した他分野ビジネスの展開支援等を行っている。

また、平成27年11月には、海外において電気通信事業、放送事業または郵便事業等を行う者に対して、長期リスクマネーの供給や専門家の派遣等の支援を行う官民ファンド「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT）」^{*1}が設立された。通信・放送・郵便は規制分野であり、海外で事業を行うに当たっては政治リスク（突然の制度・政策変更等）やそれに伴う需要リスクが大きく、民間金融からの資金が集まりにくいなどの課題がある。JICTは、長期リスクマネーの供給を通じてこうしたリスクを一部負担することで、民間資金を誘発し、我が国の事業者の海外展開を支援することを目的としている。今後は、JICTを積極的に活用することで、通信・放送・郵便インフラとICTサービスや放送コンテンツとのパッケージ展開を促進し、アジアを中心とした膨大なインフラ需要を取り込んでいくこととしている。

イ 地上デジタルテレビ放送日本方式の国際展開

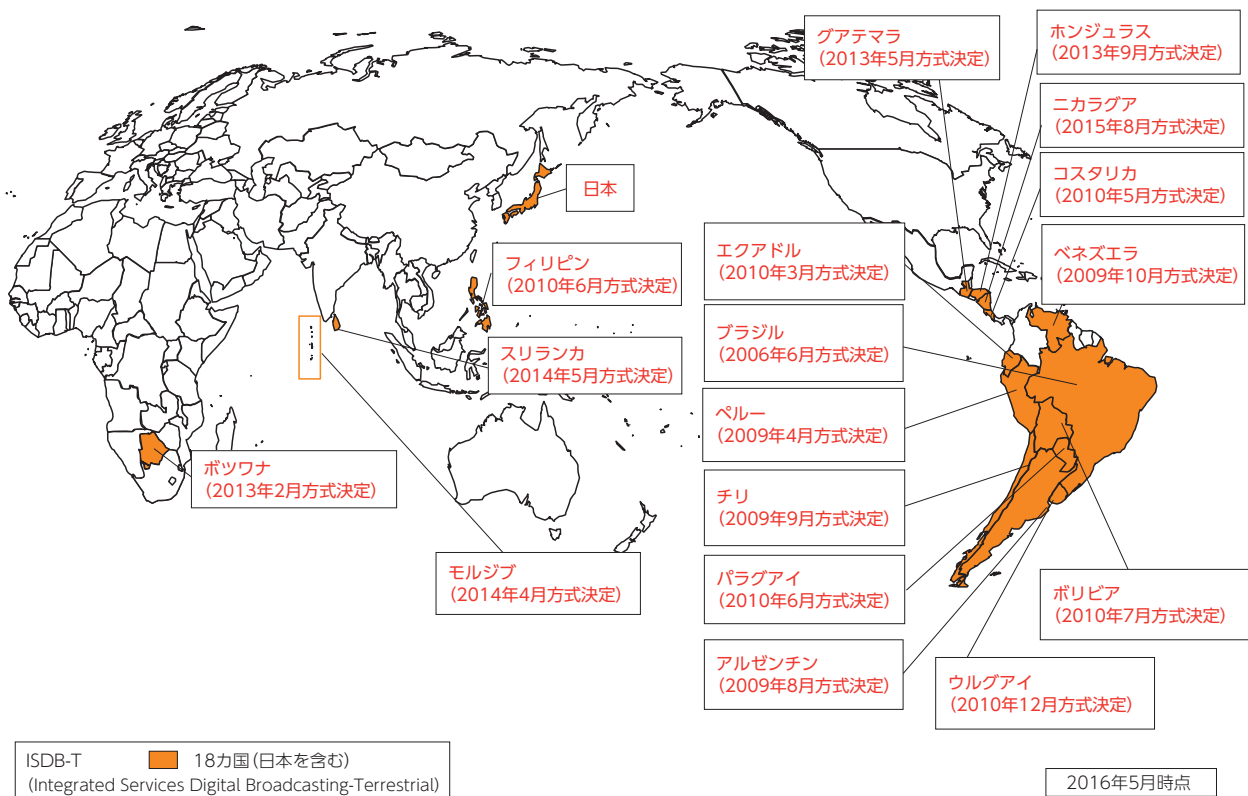
地デジ放送分野においては、官民連携で日本方式（ISDB-T）の普及に取り組んでおり、2006年（平成18年）に日本方式を採用したブラジルと協力しながら、日本方式採用を各国に働きかけてきた。日本方式には、①国民の命を守る緊急警報放送、②携帯端末でのテレビ受信（ワンセグ）、③データ放送による多様なサービスといった、他方式にはない強みがある。地デジ放送日本方式の海外展開は、この強みを相手国に示してきたことで、採用国が合計18か国（平成28年5月現在）にまで拡大するに至っている（図表6-8-1-1）。

スリランカでは、2014年（平成26年）9月に地デジ放送システムの整備目的では初となる円借款の供与が表明されている。また、フィリピンでは、2015年（平成27年）にデータ放送を活用した渋滞情報配信システムに関する導入調査を実施し、同国における地デジ普及促進を図った。さらに、2016年（平成28年）1月には、ペルーで、地デジを活用した緊急警報放送（EWBS）の機能を備えた広域防災システムが実用化された。

日本方式の「採用国」に対しては、引き続き日本企業の進出機会の拡大につながるよう、地デジ導入のために必要となる「制度づくり」をきめ細かく支援するとともに、2016年（平成28年）は、ブラジルが日本方式を海外で初めて採用してから10周年を迎える機を捉え、地デジを核としてICT分野全体の関係強化につなげていく予定である。

*1 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT）：<http://www.jictfund.co.jp/>

図表 6-8-1-1 世界各国の地上デジタルテレビ放送の動向



ウ 防災ICTの国際展開

我が国は、ICTを活用した災害情報の収集・分析・配信による効率的・効果的な災害対策を可能とする防災ICTシステムについて、世界で最も進んだ技術・ノウハウを有する国のひとつである。国土交通省・気象庁などの防災に関係する各府省と連携しながら、総務省では、このような防災ICTシステムの国際展開を推進しており、各国政府へのトップセールスを契機に、相手国と協力方針・プロジェクトを協議する政策対話、防災ICTソリューションの現地での適用可能性を確認するフィージビリティスタディ・実証実験、各国の防災ICT関係者に研修を行う人材育成セミナー等を実施し、アジア、中南米諸国等で成果を上げている。

エ 各国ICTプロジェクトの展開

(ア) アジア地域

全世界の人口の約6割が集中するアジア地域は、堅調で安定した経済成長が続いており、経済成長に伴う中間層も拡大している。更に、域内の貿易自由化や市場統合などを通じ成長加速を目指した「ASEAN経済共同体(AEC)」が2015年(平成27年)末に設立されたことも受けて、我が国企業にとって成長市場としての大きな魅力に変わりはない。経済成長と生活の質の向上は、膨大なインフラ需要を生み出しており、ICTインフラもその例外ではない。また、都市交通や環境、防災などの分野において、多くの社会課題が生じており、ICTを活用した解決に期待が寄せられている。総務省は、政府全体のインフラ輸出戦略に貢献し、また、アジアの経済発展や社会課題解決にも繋がる、我が国ICTの特徴・強みを活かした「質の高いインフラ投資」の推進に取り組んでいる。

A インドネシア

インドネシアについては、2015年(平成27年)9月にインドネシア通信情報大臣が来日し、総務大臣との間で、ICT分野における日本・インドネシア両国の協力を一層強化する目的で、情報通信分野における協力に係る覚書等を締結した。本覚書等に基づき、ルーラル地域の無電化村等におけるデジタル・ディバイドや未放送地域の解消に向けた通信・放送インフラの整備技術の協力、防災情報収集・伝達システムの導入、行政効率化・透明性向上に向けた電子政府化等をはじめとした我が国ICTの国際展開に係る取組を実施している。

B ミャンマー

ミャンマーでは、2014年(平成26年)に外資系通信事業者2社が新規参入するとともに、MPT(国営電気通信事業体)とKDDI・住友商事が共同事業を開始した。この結果、急速に通信市場が拡大しており、通信・情報技術省(現:運輸・通信省)は、2015年末までの2年間で携帯電話の人口普及率が9.5%から77.7%に増加したと

している。日本政府は、急速に拡大する通信需要に応えるため、3都市（ヤンゴン、ネーपीドー、マンダレー）間を結ぶ基幹通信インフラ、ヤンゴン市内の通信インフラ等の整備を行う円借款「通信網改善事業」（105億円）について、2015年（平成27年）3月にミャンマー政府との間で交換公文に署名した。現在、日本企業グループにより、当該事業の詳細設計が進められている。

これらの日ミャンマー協力が進む中、2015年（平成27年）5月にミャンマー通信・情報技術大臣が来日し、総務大臣との会談を実施して、情報通信分野における日ミャンマー間の更なる協力関係の強化を確認した。今後は、2016年3月に誕生した新政権の政策も踏まえながら、我が国ICTの国際展開に向けた取組を進めていく。

C インド

インドでは、2014年（平成26年）から「日印合同作業部会」を開催している。本作業部会での検討結果を踏まえ、2015年度（平成27年度）は、太陽電池などを活用し、停電時の通信確保やCO₂排出削減を目指したグリーン携帯電話基地局の実証事業を行うなどの取組を行った。

(イ) 中南米地域

中南米地域は、ブラジル、メキシコといった巨大な人口と大きな潜在成長力を誇る国々や、ペルー、コロンビアといった近年安定した成長を見せる国々を擁しており、成長性のある市場である。2014年（平成26年）7月から8月にかけて、総務大臣が、経済界関係者とともに中南米5カ国（メキシコ、トリニダード・トバゴ、コロンビア、チリ、ブラジル）を訪問した。コロンビア、チリ、ブラジルとの共同声明では、地デジやICT分野における協力推進の意向が表明されている。

現在、中南米諸国においてデジタル網整備が活性化しており、総務省では、日本が有するFTTH技術に関する技術講習会をチリ、コロンビア、エクアドル、ペルーで実施するとともに、コロンビアでは、日本製FTTH技術の高さを実証するため、フィールドトライアルを行った。また、各国でデジタル網の整備が進むのにあわせ、これを活用した遠隔教育、遠隔医療、防災、防犯、スマートシティなどの各分野でのアプリケーションにかかる政策ノウハウ、維持管理技術、人材育成などを組み合わせた展開と、同地域での共通課題、解決方策にかかる連携を各国と強化している。

特に、2016年（平成28年）は地デジ日本方式が海外で採用されて10周年を迎える。中南米諸国に対して、地デジ日本方式採用を契機としたICT分野全体の国際展開の強化に取り組んでいる。

A ブラジル

ブラジルでは、2006年（平成18年）6月に、海外では初めて地上デジタルテレビ放送日本方式が採用された。これ以降、主として地デジ移行等の放送分野において、日本との協力が活発に行われてきた。2013年（平成25年）7月、ブラジルを訪問した総務大臣とブラジル通信大臣との間で、二国間協力を放送分野からICT分野全体に拡大強化する旨の合意がなされた。これを受け、総務省は、2014年（平成26年）5月、サンパウロにて「日伯ICTダイアログ」をブラジル連邦通信省と共催し、2015年（平成27年）8月には、サンパウロにて開催されたSET EXPO2015に、地デジや4K放送、光ファイバ技術の紹介のためジャパンパビリオンの出展を行った。引き続き、総務省とブラジル連邦通信省は、様々な社会課題の解決に向けたICT分野の具体的協力プロジェクトや情報通信基盤整備の協力を進めていく。

B ペルー

ペルーでは2009年（平成21年）4月に地デジ日本方式が採用された。それ以降、JICA 専門家派遣等の支援により総務省とペルー運輸通信省との間では放送分野における継続的な協力関係が構築されている。2016年（平成28年）1月、総務省は、ペルー共和国へ地デジICT官民ミッション団を派遣し、ペルー共和国運輸通信省とともに「日ペルー地デジICT国際セミナー」を開催し、本セミナーを契機に、地デジ分野での協力関係を強化するとともに、ICT分野全般へ協力を拡大することを確認する覚書を締結した。また、同国への防災無償資金協力事業を通じ、日本方式のメリットの一つである緊急警報放送（EWBS）の機能を備えた広域防災システムを供与した。今後、地震・津波等の自然災害の多いエクアドルやチリ等近隣諸国にも導入されていくことが期待されている。

C チリ

チリでは、2009年（平成21年）9月に地デジ日本方式が採用されて以降、地デジ分野において専門家派遣やセミナー開催、研修実施等によって我が国との連携がなされてきた。この協力関係を核としつつ、2015年（平成27年）2月、チリ運輸通信省通信次官が来日した際には、両国間の協力関係を地デジからICT分野全体へ広げることを確認し、日チリ双方が関心を有する案件を、具体的に官民共同でプロジェクト化することを目指すことについて一致した。2015年（平成27年）5月には、総務副大臣がチリを訪問し、通信衛星やデジタル網整備を含むICT分

野協力強化に関する共同声明に署名が行われた。

2 ICT海外展開のための環境整備/円滑な情報流通の推進のための環境整備

ア サイバー空間の国際的なルールに関する議論への対応

(ア) サイバー空間の国際ルールづくり

いわゆる「アラブの春」に代表されるような民主化運動において、インターネットやソーシャルメディアは大きな役割を果たしたと言われている。そのため、一部の新興国・途上国においては、インターネットへの規制や政府の管理を強化する動きが強まっている一方、欧米諸国の多くは、首脳や閣僚が主導して情報の自由な流通やインターネットのオープン性等の基本理念を表明しており、2011年（平成23年）以降、インターネットに関わる様々な国際会合が開催され、サイバー空間の国際ルールの在り方に関する議論が活発に行われている。

2012年（平成24年）に開催された世界国際電気通信会議（WCIT-12）では、インターネットへの国やITUの関与の在り方や、セキュリティや迷惑メール対策の国際ルール化が主な争点となったが、国際的な合意の形成にまでは至らず、最終的には途上国を中心とした支持により投票を経て国際電気通信規則（ITR）の改正が採択された（我が国を含む、欧米諸国等55か国が署名せず）。

総務省は、サイバー空間の国際的なルールづくりに関し、①民主主義を支えるだけでなく、イノベーションの源泉として経済成長のエンジンとなる情報の自由な流通に最大限配慮すること、②サイバーセキュリティを十分に確保するためには、実際にインターネットを用いて活動しており、ネットワークを管理している民間企業や市民社会など民間部門の参画（マルチステークホルダーの枠組）が不可欠であること、の2点を重視し、二国間及び多国間会合における議論に積極的に参加している*2。

(イ) サイバーセキュリティに関する二国間対話

サイバーセキュリティに関する議論については、政府横断的な取組（ホールガバメントアプローチ）が行われており、日米間では、2013年（平成25年）に第1回を開催した「日米サイバー対話」の第3回会合が2015年（平成27年）7月に開催され、重要インフラ防護、国際場裡における協力等、サイバーに関する幅広い日米協力について議論されたほか、2016年（平成28年）2月に開催のインターネットエコノミーに関する「日米政策協力対話（第7回局長級会合）」の場でも、産業界や他の関係者と共同でサイバーセキュリティ上の課題に取り組むことが不可欠であるとの認識を共有するなど、議論が行われた。また、日仏間では、2014年（平成26年）12月に第1回を開催した「日仏サイバー協議」の第2回会合が、2016年（平成28年）1月に開催され、サイバーに関する幅広い日仏協力について議論された。

また、日EU間では、2014年（平成26年）10月に第1回となる「日EUサイバー対話」を開催し、開かれて安全なサイバー空間保護の重要性、既存の国際法のサイバー空間への適用等について議論がなされたほか、2015年（平成27年）3月に開催した「日EU ICT政策対話」の場でも、日欧間のセキュリティ分野での研究開発協力に関する情報共有や、欧州のネットワーク・情報セキュリティ指令案を巡る動向等について意見交換が行われた。

イ ICT分野における貿易自由化の推進

世界貿易機関（WTO：World Trade Organization）を中心とする多角的自由貿易体制を補完し、2国間の経済連携を推進するとの観点から、我が国は経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement）や自由貿易協定（FTA：Free Trade Agreement）の締結に積極的に取り組んでいる。2016年（平成28年）3月末現在で、シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN全体、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、オーストラリア及びモンゴルとの間でEPAを締結していることに加え、2016年（平成28年）2月には、環太平洋パートナーシップ（TPP：Trans Pacific Partnership）協定が署名されるに至った。また、日中韓FTA及びRCEP（東アジア地域包括的経済連携）といった広域経済連携交渉を行うとともに、カナダ、コロンビア、EU及びトルコとの間でEPA締結に向けた交渉を行っている（韓国とは交渉中断中、湾岸協力理事会（GCC：Cooperation Council for the Arab States of the Gulf）諸国とは交渉延期中）。日中韓FTA、RCEP、日EU・EPA交渉は2013年（平成25年）から交渉開始し、RCEPについては2016年（平成28年）内に交渉を終えることが目指されている。いずれのEPA交渉においても、電気通信分野については、WTO水準以上の自由化約束を達成すべく、外資規制の撤廃・緩和等の要求を行うほか、相互接続ルール等の競争

*2 サイバー空間の在り方に関する国際議論の動向： http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/cyberspace_rule/index.html

促進的な規律の整備に係る交渉や、締結国間での協力に関する協議も行っている。

ウ 戦略的国際標準化の推進

情報通信分野の国際標準化は、規格の共通化を図ることで世界的な市場の創出につながる重要な政策課題であり、国際標準の策定において戦略的にイニシアティブを確保することが、国際競争力強化の観点から極めて重要となっている。

情報通信分野では、技術開発のスピードの加速化や製品・サービスの高度化が急速に進展しており、国際標準化活動においても、標準策定に要する時間が比較的短い民間主体のフォーラム等で標準が策定^{*3}され、そこで策定された標準を公的な標準化機関で追認^{*4}する例が見られるようになっている。

総務省は、「経済財政運営と改革の基本方針2015（平成27年6月30日閣議決定）」等の関連する政府決定に基づく標準化の重点分野（スマートグリッド、デジタルサイネージ、次世代ブラウザ、フォトニックネットワーク、新世代ネットワーク（ネットワーク仮想化、M2M/センサーネットワーク）等）を中心に、ITU等におけるデジュール標準の国際標準化活動を推進するとともに、近年その役割が拡大しているフォーラム標準の活動についても戦略的に支援している。

2 国際的な枠組における取組

1 多国間の枠組における国際政策の推進

ア アジア太平洋経済協力（APEC）

アジア太平洋経済協力（APEC：Asia－Pacific Economic Cooperation）は、アジア・太平洋地域の持続可能な発展を目的とし、域内の主要国・地域が参加する国際会議である。電気通信分野に関する議論は、電気通信・情報作業部会（TEL：Telecommunications and Information Working Group）及び電気通信・情報産業大臣会合（TELMIN：Ministerial Meeting on Telecommunications and Information Industry）を中心に行われている。

総務省は、TEL会合における自由化分科会の議長を担当しており、議長として貢献しつつ我が国の情報通信政策の紹介を行う等、APEC参加国・地域間で共有すべき目標である「ユニバーサル・ブロードバンド・アクセス」等の推進に向けてAPECの情報通信関連活動を積極的に展開している。なお、TEL54は、2016年（平成28年）10月から11月にかけて、京都府（関西文化学術研究都市：けいはんな学研都市）で開催される予定である。

イ アジア・太平洋電気通信共同体（APT）

アジア・太平洋電気通信共同体（APT：Asia－Pacific Telecommunity）は、1979年（昭和54年）に設立されたアジア・太平洋地域における情報通信分野の国際機関であり、同地域における電気通信や情報基盤の均衡した発展を目的として、研修やセミナーを通じた人材育成、標準化や無線通信等の地域的政策調整等を行っている。

総務省は、これまで我が国からの特別拠出金の活用等を通じて、我が国が強みを有するICT分野に関する研修員の受け入れ、ICT技術者／研究者交流といった支援を行っている。現在、我が国の近藤 勝則氏（総務省）が事務局次長を務めており、今後もAPT活動の重要性にかんがみ、我が国としての貢献を継続していく。

ウ 東南アジア諸国連合（ASEAN）

東南アジア諸国連合（ASEAN：Association of South－East Asian Nations）は、東南アジア10カ国からなる地域協力機構であり、経済成長、社会・文化的発展の促進、政治・経済的安定の確保、域内諸問題に関する協力を主な目的としている。

我が国は、ASEANの対話国の一つとして、日ASEAN情報通信大臣会合やASEAN情報（放送）担当大臣会合等の対話の機会を活かし、日ASEAN協力の強化に向けた提案や意見交換を行っており、双方の合意が得られたワークショップ等の提案については、我が国拠出金により設立された日ASEAN情報通信技術（ICT）基金等を活用し実施されている。2015年（平成27年）5月には、ASEANにおける新たなICT戦略策定を支援するため、日ASEANの政策担当者や専門家を交えた「ASEAN ICT マスタープラン2015後の政策課題に関するシンポジウム」をタイにおいて開催し、日ASEANの協力関係強化を図った。

*3 フォーラム標準：複数の企業や大学等が集まり、これらの関係者間の合意により策定された標準

*4 デジュール標準：国際電気通信連合（ITU：International Telecommunication Union）等の公的な標準化機関によって策定された標準

また、日ASEAN間の協力強化については、特にサイバーセキュリティ分野の関心が高く、2015年（平成27年）12月にインドネシア（ジャカルタ）で開催された「第8回目・ASEAN情報セキュリティ政策会議」*5において、域内のサイバーセキュリティ水準向上のための共同意識啓発活動や政府間での情報連絡演習等の継続が確認された。

エ 国際電気通信連合 (ITU)

国際電気通信連合 (ITU: International Telecommunication Union (本部: スイス (ジュネーブ)。193か国が加盟)) は、1865年パリで創設の万国電信連合と1906年ベルリンで創設の国際無線電信連合が、1932年マドリッドにおいて統合の後に発足した組織である。

国際連合 (UN) の専門機関の一つで、電気通信の改善と合理的利用のため国際協力を増進し、電気通信業務の能率増進、利用増大と普及のため、技術的手段の発達と能率的運用を促進することを目的としている。

ITUは、

- ① 無線通信部門 (ITU-R: ITU Radiocommunication Sector)
- ② 電気通信標準化部門 (ITU-T: ITU Telecommunication Standardization Sector)
- ③ 電気通信開発部門 (ITU-D: ITU Telecommunication Development Sector)

の3部門から成り、周波数の分配、電気通信技術の標準化及び途上国における電気通信分野の開発支援等の活動を行っている。我が国は、無線通信規則委員会 (RRB: Radio Regulations Board) 委員の伊藤 泰彦氏 (KDDI顧問) を初め、各部門における研究委員会 (SG: Study Group) の議長・副議長及び研究課題の責任者を多数輩出し、勧告を提案するなど、積極的に貢献を行っている。

(ア) ITU-Rにおける取組

ITU-Rでは、あらゆる無線通信業務による無線周波数の合理的・効率的・経済的かつ公正な利用を確保するため、周波数の使用に関する研究を行い、無線通信に関する標準を策定するなどの活動を行っている。

2015年（平成27年）10月に開催された無線通信総会 (RA-15: Radiocommunication Assemblies 2015) では、我が国から総務省、電気通信事業者等が出席し一丸となって対応したほか、総会全体の議長を橋本 明氏 (NTTドコモ) が務める等、我が国の存在感を示す中で会合となった。審議の結果、4件の新規勧告及び3件の改定勧告の承認、6件の新規決議及び22件の改定決議等の承認、次研究会期における研究課題の承認等が行われた。次研究会期におけるSGの役割については、SG6 (放送業務) の議長に西田 幸博氏 (NHK)、SG4 (衛星業務) の副議長に河合 宣行氏 (KDDI)、SG5 (地上業務) の副議長に新 博行氏 (NTTドコモ) がそれぞれ任命された。次会期においても引き続き無線通信分野の国際標準化活動に積極的に貢献していく。

2015年（平成27年）11月に開催された世界無線通信会議 (WRC-15: World Radiocommunication Conference 2015) においては、携帯電話用の周波数帯の追加特定や自動運転の実用化を加速する自動車用レーダーへの周波数の追加分配等に関する審議が行われた。また、WRC-15においては、次回2019年（平成31年）に開催が予定されているWRC-19の議題についても審議が行われ、我が国が2020年頃の実用化を目指している、第5世代移動通信システム (5G) で使用する周波数帯等が議題として承認された。我が国としては、5Gをはじめとする我が国のワイヤレスサービスの国際競争力の強化に資するよう、引き続き、WRC-19に向けたITUの関係会合の議論に積極的に貢献していく予定である。

(イ) ITU-Tにおける取組

ITU-Tでは、通信ネットワークの技術、運用方法に関する国際標準や、その策定に必要な技術的な検討が行われている。

このITU-Tの最高意思決定会合である世界電気通信標準化総会 (WTSA: World Telecommunication Standardization Assembly) は4年に1度開催される。本年はその開催年であり、10月25日から11月3日まで、チュニジア (ヤスミン・ハマメット) にて開催される。WTSAでは次期のSG構成、役職者の指名、研究課題、新規・改定決議等について審議される。

また、レビュー委員会*6からの提言に基づき、2015年6月のTSAG*7でIoTとスマートシティ・コミュニティに関する研究を行う新たなSGとしてSG20が設置されたが、WTSA以外での研究会期中の新SGはITU-Tの歴

*5 第8回目・ASEAN情報セキュリティ政策会議: http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu03_02000101.html

*6 レビュー委員会: ITU-Tの構造や標準化の検討手法、他の標準化団体との連携・協力機能等を再検証し、WTSA-16へ提案を行う組織として、2012年のWTSAにおいて設置。

*7 Telecommunication Standardization Advisory Group: ITU-Tにおける標準化活動の優先事項、計画、運営、財政及び戦略を検討する会合。

史で初のことであった。

また、将来の重要な通信基盤である第5世代移動通信システム（5G/IMT-2020）の実現に向けて、周波数や無線技術だけでなく、これを支える有線技術や有線・無線の連携技術を含むトータルなネットワーク技術が必要となるため、2015年（平成27年）5月のSG13（移動及びNGNを含む将来網）会合でフォーカスグループ「FG IMT-2020」が設置され、ITU-Tによる5Gの検討が始まった。2015年（平成27年）は同グループが全4回開催され、5Gの実現に向けた「ネットワークのソフトウェア化」や「モバイルフロントホール/バックホール」等の主要な技術課題に関する標準化領域の明確化等を行い、成果文書を同年12月のSG13に報告した。2016年（平成28年）以降は、SG13及び同グループにおいて主要な技術課題の標準化（ITU勧告化）を見据えた審議等が行われ、ITU-R等の標準化団体や各国・各地域で活動している5Gの推進団体とも連携を図りながら、5Gの実現に向けたネットワーク技術の検討が進められる予定である。

（ウ）ITU-Dにおける取組

ITU-Dでは、途上国における電気通信分野の開発支援を行っている。年2回の会合期間（9月のSG会合、4～5月のラポーター会合）中に集中的に各研究課題について議論を行い、ベストプラクティスの共有とガイドラインの策定を通じ、途上国のデジタル・ディバイドの解消を目指している。ITU-Dにおける最高意思決定会議として4年に1度開催される世界電気通信開発会議（WTDC-14：World Telecommunication Development Conference 2014）が、2014年（平成26年）3月～4月に、アラブ首長国連邦（ドバイ）で開催され、今後の活動指針となる宣言及び行動計画等の採択が行われた。SG等の議長・副議長については、我が国から新たに副議長1名が任命された。

また、東日本大震災の教訓を踏まえて総務省が研究開発した「移動式ICTユニット（MDRU：Movable and Deployable ICT Resource Unit）」が、災害対策用の通信システムとして国際的に高く評価されて2013年（平成25年）11月にITUが主催するブロードバンド活用事例コンテストで優勝したこと、同時期にフィリピンが大規模な台風で被災し通信インフラが壊滅的な被害を受けたことが契機となり、ITU、総務省及びフィリピン政府が協力して、フィリピンにおいてICTユニットを用いた実証実験を行う共同プロジェクトが2014年（平成26年）12月から2016年（平成28年）3月まで実施された。共同プロジェクトでは、フィリピンの台風被災地（セブ島・サンレミジオ市）の市庁舎等にICTユニットを設置してWi-Fiネットワークを構築し、通話やデータ通信に係る技術的な機能検証、住民参加での有効性確認、現地自治体への技術トレーニングや防災体制整備等が実施された。共同プロジェクトの実施結果を受けて、サンレミジオ市によるICTユニットの実運用及び追加導入が決まった。

オ 国際連合

（ア）国連総会第一委員会

軍縮と国際安全保障を扱っている国連総会第一委員会においては、2014年（平成26年）7月から「国際安全保障の文脈における情報及び電気通信分野の進歩」に関する政府専門家会合（GGE：Group of Governmental Experts）第4会期で、国家のICT利用に関する規範やサイバー空間におけるルールづくり等について議論がなされ、2015年（平成27年）7月にGGE第4会期の報告書が取りまとめられた。

その後、同年12月の第70回国連総会において採択された「国際安全保障の文脈における情報及び電気通信分野の進展」決議によりGGEが第5会期として再設置され、2016年（平成28年）8月にニューヨークにおいて同会期の第1回会合が開催される見込みである。

（イ）国連総会第二委員会・経済社会理事会（ECOSOC）

経済と金融を扱っている国連総会第二委員会においては、開発とICTについての議論が行われている。2003年（平成15年）にジュネーブで、2005年（平成17年）にジュネーブで開催された世界情報社会サミット（WSIS：World Summit on the Information Society）のフォローアップが、経済社会理事会（ECOSOC：Economic and Social Council）に設置されている「開発のための科学技術委員会」（CSTD：Commission on Science and Technology for Development）を中心に行われ、ECOSOCを経て国連総会第二委員会においても議論された。WSISに関する主要な課題の一つであるインターネット・ガバナンスについては、インターネット政策に関する協力強化の一環として、CSTDに設置された「協力強化に関するワーキンググループ（WGEC：Working Group on Enhanced Cooperation）」において議論がなされた。

2015年（平成27年）5月に開催されたCSTD第18回年次会合では、CSTDとしての「WSIS成果の実施状況に係る10年レビュー報告書」をECOSOC決議案に盛り込む形で国連総会へ提出することをコンセンサス採択し

た。そして、同年12月、第70回国連総会における二日間のハイレベル会合を経て、「WSIS成果の実施に関する全体総括レビューに係るハイレベル会合における成果文書」決議が同総会において採択された。

なお、同決議には、2016年（平成28年）7月までにCSTDへWGECを再設置することが盛り込まれており、同年5月開催のCSTD第19回年次会合において当該再設置に係る議論がなされる見込みである。

（ウ）インターネット・ガバナンス・フォーラム（IGF）

インターネット・ガバナンス・フォーラム（IGF：Internet Governance Forum）は、インターネットに関する様々な公共政策課題について対話を行うための国際的なフォーラムであり、2006年（平成18年）以降毎年開催されている。同フォーラムは、2005年（平成17年）のWSISチュニス会合の成果文書に基づき国連が事務局を設置し、政府、産業界、学識者、市民社会等のマルチステークホルダーによって運営されている。

2015年（平成27年）11月には、ブラジル（ジョアン・ペソア）において第10回会合が開催され、「インターネット・ガバナンスの進化：持続可能な開発の強化」をメインテーマとして、150を超えるセッションや世界各国の閣僚等が参加する高級閣僚級会合等が開催され、インターネット経済、持続可能な開発、サイバーセキュリティ、ネットワークの中立性、インターネット上の人権等について議論が行われた。

カ 世界貿易機関（WTO）ドーハ・ラウンド交渉

2001年（平成13年）11月から開始された世界貿易機関（WTO：World Trade Organization）ドーハ・ラウンド交渉では、サービス貿易分野において最も重要な分野の一つとされている電気通信分野について、電気通信市場の一層の自由化に向けた積極的な交渉が展開されている。我が国は、WTO加盟国の中で最も電気通信分野の自由化が進んでいる国の一つであることから、諸外国における外資規制等の措置について、撤廃・緩和の要求を行っている。同ラウンド交渉は、各国の意見対立により中断、再開を繰り返している。サービス分野においては、2011年（平成23年）末の第8回WTO閣僚会議以降、「新たなアプローチ」の一環として我が国を含む有志国によるサービス貿易自由化に関する議論が継続的に行われ、21世紀にふさわしい新サービス貿易協定（TiSA：Trade in Services Agreement）の策定に向けて、2013年（平成25年）6月から本格的な交渉段階に入っている。2016年（平成28年）1月には非公式閣僚会合が行われ、交渉に参加している23カ国・地域のうち、19カ国・地域が参加し、2016年（平成28年）中の妥結を目指した交渉の加速化を進めることで一致した。

キ 経済協力開発機構（OECD）

経済協力開発機構（OECD：Organisation for Economic Co-operation and Development）では、デジタル経済政策委員会（CDEP：Committee on Digital Economy Policy）における加盟国間の意見交換を通じ、情報通信に関する政策課題及び経済・社会への影響について調査検討を行っている。OECDの特徴は、他の国際機関に比べ、最新の政策課題について、経済的な観点から、より客観的・学術的な議論を行う点にある。CDEPは、通信規制政策、情報セキュリティ、プライバシー等の分野において特に先導的な役割を果たしている。

2016年（平成28年）6月にはメキシコ（カンクン）にて、イノベーション、成長、社会繁栄を主なテーマとしたデジタル経済に関する閣僚級会合が開催される予定である。

ク その他

インターネットの利用に必要な不可欠なIPアドレスやドメイン名といったインターネット資源については、重複割当ての防止等全世界的な管理・調整を適切に行うことが重要である。現在、インターネット資源の国際的な管理・調整は、1998年（平成10年）に民間団体として発足したICANN（Internet Corporation for Assigned Names and Numbers）が米国政府との契約に基づいて行っており、ICANNは、年に3回の会合を開催し、IPアドレスの割当てやドメイン名の調整のほか、ルートサーバー・システムの運用・展開の調整や、これらの技術的業務に関連するポリシー策定の調整を行っている。総務省は、ICANNの政府諮問委員会（各国政府の代表者等から構成）の正式なメンバーとして、その活動に積極的に貢献している。2016年（平成28年）6月には、我が国の前村 昌紀氏（一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（JPNIC））がICANNの新しい理事として選出された（任期は同年11月から3年間）。

2014年（平成26年）3月には、米国政府が、ドメイン名システムに関して同国が担ってきた役割を民間部門に移管する意向を表明したため、その後、ICANNにおいて、米国政府との契約を解消し、ICANNが完全に独立するために必要な新たな体制やICANNの説明責任を確保するための仕組みについて検討が行われてきた。2016年（平成28年）3月にモロッコ（マラケシュ）で開催された会合では、その検討結果が取りまとめられ、米国政府に提出されたところ、同年6月、米国政府の審査が完了し、今後は米国議会において審議が行われる見通しである。

2 二国間関係における国際政策の展開

ア 米国との政策協力

インターネットエコノミーに関する日米政策協力対話

インターネットエコノミーに関する幅広い政策課題について意見交換し、ICT分野の発展に向けた認識の共有化と地球的規模での課題における具体的連携を推進する観点から、2010年（平成22年）6月に日米両国の間で、「インターネットエコノミーに関する政策協力対話」を行うことで一致した^{*8}。同年11月に第1回を開催して以来、総務省の局長級をヘッドとし、日本経済団体連合会（経団連）及び在日米国商工会議所（ACCJ）の代表が出席する官民会合、及び日米両政府間のみで行われる政府間会合が実施されている。日本からは総務省、外務省、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室、内閣サイバーセキュリティセンター、経済産業省及び個人情報保護委員会事務局などが出席し、米国国務省、商務省及び連邦通信委員会などと意見交換を行っている。

2016年（平成28年）2月に第7回局長級会合が都内で開催され、両国間でインターネットエコノミーに関する幅広い議題について対話が行われたほか、同年開催のG7伊勢志摩サミット及びG7香川・高松情報通信大臣会合を始めとする関係閣僚級会合に向けて、両国が協調していくことが確認された。会合の成果文書として、3月2日に「インターネットエコノミーに関する日米政策協力対話第7回局長級会合に係る共同記者発表^{*9}」が発表された。官民会合では経団連及びACCJからインターネットエコノミーの発展に向けた提言をまとめた「日米IED民間作業部会共同声明2016^{*10}」が提出された。

イ 欧州との協力

（ア）欧州連合（EU）との協力

総務省は、欧州委員会通信ネットワーク・コンテンツ・技術総局との間で、ICT政策に関する情報交換・意見交換の場として日EU・ICT政策対話を開催している。2015年（平成27年）3月に東京で開催された第21回日EU・ICT政策対話では、日EU間の第5世代移動通信システム（5G）に関する協力を強化するための研究開発分野での協力や、ITU等国際機関での議論における協調等について合意がなされた。これを受け、同年5月、総務省と欧州委員会の間で5Gに関する具体的な協力関係の構築を目的とした初めての共同宣言が採択された。また、ルールの共通化を通じたデジタル経済の発展に向けた取組等、デジタル経済における重要課題について官民で自由な意見交換を行う場として、同政策対話と併せて、2015年（平成27年）3月日EU・ICT戦略ワークショップ（第1回）が開催された。その後、第2回戦略ワークショップを2015年（平成27年）6月、第3回ワークショップを2015年（平成27年）12月に開催している。

（イ）欧州諸国との二国間協力

総務省は、2016年（平成28年）1月、日独ICT政策対話（第1回）を同国連邦経済エネルギー省等との間で、また、日仏ICT政策協議（第18回）を同国経済・産業・デジタル省等との間で開催した。両会合では、同年開催のG7香川・高松情報通信大臣会合を見据え、主に、IoTや欧州デジタル単一市場のほか、国際機関等におけるインターネットと通信の政策課題に係る議論がなされ、情報通信分野における連携の継続強化のため、今後も定期的に会合を開催することで意見の一致を見た。

ウ アジア・太平洋諸国との協力

総務省では、アジア・太平洋諸国の情報通信担当省庁等との間で、通信インフラ整備やICT利活用等のICT分野に関する協力を行っている。

シンガポールについては、2016年（平成28）年3月、総務省とシンガポール情報通信開発庁（IDA）との間で、第4回日・シンガポールICT政策対話を東京で開催した。本対話では、両国のICT政策全般、IoTや5G、AIといった新たな技術・サービスに対する政策動向、国際的な協調が不可欠なサイバーセキュリティ対策といった多岐にわたる分野で意見交換を行った。今後の2国間のICT分野における更なる協力関係の強化に向け、継続的な情報・意見交換を行うことに合意し、両国が直面する共通の政策課題について、国際的な議論の場も含め、連携して取り組んでいくことで一致した。

インドとは、2015年（平成27年）11月に、東京においてインド通信IT省との間で、日印ICT協力枠組みに基づく「第3回日印合同作業部会」を開催し、日印共同プロジェクトの実施状況の確認、将来の新たな取組に向けた

*8 インターネットエコノミーに関する日米政策協力：http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02tsushin06_02000027.html

*9 http://www.soumu.go.jp/main_content/000402067.pdf

*10 http://www.soumu.go.jp/main_content/000402064.pdf

議論を行うとともに、今後も日印共同プロジェクトの実施に関する協議を継続していくことで合意した。

豪州については、2015年（平成27年）2月、シドニーにおいて総務省と豪州通信省との間で、スマート社会構築のための日豪ICT政策対話（第1回会合）が開催された。会合では、日豪両国の消費者に裨益する国際ローミング料金の引下げや、準天頂衛星を活用したG空間プロジェクトの推進をはじめ、インターネット・ガバナンス等を巡る国際協調の推進、医療・介護分野、防災分野及びインフラ維持管理へのICTの利活用、プライバシー保護、e-government等、インターネット及びICTに係る重要な議題について広範な議論がなされ、日豪両国は、政策面でのベストプラクティスの共有の重要性を認識し、今後も定期的に対話を実施することを確認した。